

平成23年12月9日

各 位

株式会社 北陸銀行

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」

への署名について

株式会社北陸銀行（頭取 高木繁雄）は、平成23年12月6日付で、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」の趣旨に賛同し、署名いたしましたのでお知らせします。

21世紀金融行動原則は、環境省が中心となり、持続可能な社会の形成に向けた、金融機関が取組むべき行動をまとめたものであります。

当行は、これまでも、地域密着型金融の取組みの一環として、環境評価融資商品の導入や、ビジネスマッチングを通じたISO認定取得支援、アダプトプログラム※への参加などの各種CSR活動を行っております。

本原則への署名を踏まえ、地域金融機関として、持続可能な社会の形成に向けた取組みを今後も継続して行って参ります。

《21世紀金融行動原則》

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

※アダプトプログラム（「道路里親制度」）とは、公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって養子を育て（美化する）、行政がこれを支援する制度のことであります。

[本件に関する照会先]

北陸銀行総合企画部（担当：田村）

TEL. (076) - 423 - 7111